

様式 5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	14 - 1	担当課	健康増進課
法令名	栄養士法施行令	根拠条項	4-1	許認可等の内容	栄養士名簿の登録抹消	
<p>・ 栄養士法施行令 （登録の抹消） 第四条 栄養士名簿の登録の抹消を申請するには、申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。</p>						